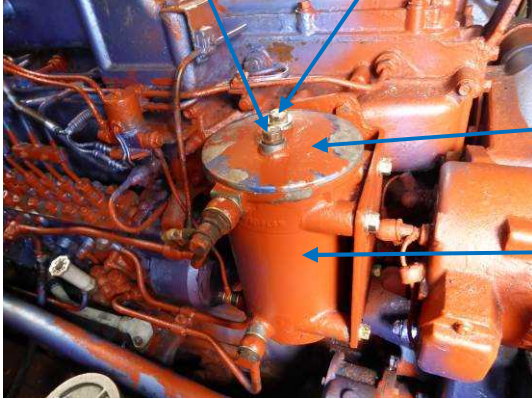


船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第68号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年7月16日 10時00分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港東方沖 釜石市所在の陸中尾崎灯台から真方位096° 8.7海里付近 （概位 北緯39° 14.0′ 東経142° 09.4′）
事故等調査の経過	平成26年8月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 JF第一光進丸、6.4トン MG2-6393（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、岩手県大槌町東方沖の漁場に向けて釜石港東方沖を北東進中、主機の運転音が変化した。 船長は、機関室のドアを開けて主機を見たところ、燃料こし器に漏油を認め、主機を停止した。 船長は、燃料こし器の蓋のボルトを締め付けたものの、漏油が止まらなかったため、更に締め付けたところ、平成26年7月16日10時00分ごろボルトが折損したことを認めた。 船長は、修理が不能であると判断して燃料タンクの出口弁を閉止し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航され、岩手県大船渡市大船渡港へ入港した。
気象・海象	気象：天気 霧、風向 東、風速 約1m/s、視程 約1km 海象：うねり 約0.5m
その他の事項	本船は、平成24年11月ごろに中古で購入され、船体、機関等の修理及び整備が行われた後、平成25年12月ごろから使用された。 主機は、燃料として、軽油が使用されていた。 燃料こし器は、こし器ケースの中にエレメントを入れ、こし器ケースの上部のカバーとの当たり面にOリングを装着して上部から1本の締め付けボルトでカバーを締め付けることにより、密閉されるようになっていた。（図1参照） 船長は、本インシデント当日の出漁前に、燃料こし器の開放整備を

	<p>行った。</p> <p>燃料こし器は、本インシデント後、機関修理業者が点検したところ、こし器ケース上部のリングの装着状態が悪かったことが認められた。</p> <p>エア抜き用ボルト                      締付けボルト</p>  <p>カバー</p> <p>こし器ケース</p> <p>図1 主機燃料こし器</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、釜石港東方沖を北東進中、主機の燃料こし器に漏油が発生した際、船長が燃料こし器カバーのリングの装着状態を確認せず、締付けボルトを過度に締め付けたため、同ボルトが折損して主機の運転を継続できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本インシデント前の燃料こし器整備時、こし器ケース上部のリングの装着状態が適切でなかったことから、燃料油が漏えいしたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、釜石港東方沖を北東進中、主機の燃料こし器に漏油が発生した際、船長が燃料こし器カバーの締付けボルトを過度に締め付けたため、同ボルトが折損して主機の運転を継続できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の運転中、漏油が認められた際、漏油した原因を確認した後、適切に対処すること。</li> </ul>